

和歌山県マンション管理計画認定事務処理要領

制定（令和4年6月28日）

（趣旨）

第1 この要領は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の規定に基づく管理組合によるマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定の事務に関して必要な事項を定めるものとする。

（知事が必要と認める書類）

第2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）第1条の2第1項に規定する計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、法第91条第1項に規定するマンション管理適正化推進センター（以下「センター」という。）が、法第5条の4第1号から第3号までに掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、当該センターが発行した事前確認適合証（以下「適合証」という。）の写しとする。

（認定申請に係る書類の提出）

第3 法第5条の3第1項、第5条の6第1項及び第5条の7第1項に基づく申請（以下「認定申請」という。）をしようとする者は、申請書の正本及び副本に、それぞれ省令第1条の2第1項に定める書類及び第2の適合証の発行を受けた場合には、適合証の写しを添えて知事に提出しなければならない。

（申請に係る手数料）

第4 法第5条の3第1項及び第5条の7第1項に係る申請に係る手数料は和歌山県使用料及び手数料条例に定めた額とする。

（参考）

	長期修繕計画が1の場合	1を超える長期修繕計画の数に下記の金額を乗じて得た額を加算
適合証がある場合	4,100円	1,700円
適合証がない場合	26,700円	15,300円

(申請書の追加説明等)

第5 知事は、省令、本要領に基づき提出される書類によって、計画が法第5条の4に規定する認定基準（以下「認定基準」という。）に適合していることを判断できない場合
にあつては、申請者に追加の説明等を求めることができる。

2 知事は、適合証の内容に疑義がある場合は、センターに説明等を求めることができる。

(標準処理期間)

第6 認定申請の審査に係る標準的な処理期間は、下記に定めるものとする。ただし、第5
の規定により追加の説明等を求め、回答があるまでの日数は、処理期間に含まないもの
とする。

適合証が添付されていない場合	申請書受理日から28日以内
適合証が添付されている場合	申請書受理日から14日以内

(認定しない旨の通知)

第7 知事は、認定申請に対し、認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（様式1）に
より申請者に通知するものとする

(申請の取下げ)

第8 申請者は、認定を受ける前にその申請を取り下げようとするときは、取り下げる旨
の届出書（様式2）の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

(報告の徴収)

第9 法第5条の5に規定する認定管理者等（以下「認定管理者等」という。）は、法第5
条の8の規定により知事から報告を求められた場合は、遅滞なく管理状況報告書（様
式3）の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

(改善命令)

第10 知事は、法第5条の9の規定による改善に必要な措置を命ずるときは、改善命令書
（様式4）によるものとする。

(調査の協力)

第 11 知事は、申請者又は認定管理者等に計画の認定に係る調査等について、協力を要請することができる。

(認定の取消し)

第 12 知事は、法第 5 条の 10 第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当することにより認定を取り消すときは、認定取消通知書（様式 5）により、法第 5 条の 10 第 1 項第 2 号に該当することにより認定を取り消すときは、認定取消通知書（様式 6）により、速やかに認定管理者等に通知するものとする。

(台帳の作成)

第 13 知事は、法第 5 条の 3 第 1 項、第 5 条の 6 第 1 項及び第 5 条の 7 第 1 項に基づく申請の認定を行った場合、別紙様式に定める台帳に記載するものとする。

(認定の証明)

第 14 認定管理者等は、法第 5 条の 4 の認定（法第 5 条の 6 第 1 項の更新及び法第 5 条の 7 第 1 項の変更を含む。）の証明を求める場合は、証明願（様式 7）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の証明願が提出されたときは、証明を求められた内容が台帳の記載事項と相違ないことを確認した上で、証明書（様式 8）により認定管理者等に証明するものとする。

3 上記証明に係る手数料は、和歌山県使用料及び手数料条例に定めた額とする。

（参考：1 件につき 410 円）

(認定管理計画の公表)

第 15 認定申請しようとする者が、認定を受けた際の公表に同意した場合は、知事はセンターと連携して、当該認定管理計画にかかるマンションの名称、マンションの所在地及び認定コード等を公表することができる。

様式1

認定しない旨の通知書

様
第 年 月 日

和歌山県知事 印

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3（第5条の6第2項又は第5条の7第2項の規定により準用される同法第5条の3）第1項の規定により申請のあった下記1から4に掲げる管理計画について、下記5の理由により認定をしないことを通知します。

記

1 管理計画の認定申請受付番号
第 号

2 管理計画の認定申請受付年月日
年 月 日

3 マンションの名称

4 マンションの所在地

5 理由

(教示)

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告（和歌山県を代表する者は、和歌山県知事となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式2

認定の申請を取り下げる旨の届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所又は主たる
事務所の所在地

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

連絡先

管理計画の認定の申請を取り下げたいので、和歌山県マンション管理計画認定事務
実施要領第7の規定に基づき次のとおり届け出ます。

記

- 1 管理計画の認定申請受付番号
第 号
- 2 管理計画の認定申請受付年月日
年 月 日
- 3 マンションの名称
- 4 マンションの所在地
- 5 取り下げる理由

(本欄には記入しないで下さい。)

※受付欄	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

様式3

管理状況報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

報告者 住所又は主たる
事務所の所在地

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

連絡先

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定により報告の求めのあった管理計画認定マンションの管理の状況について、次のとおり報告します。この報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 管理計画の認定コード
- 2 管理計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定管理者等の氏名
- 4 マンションの名称
- 5 マンションの所在地
- 6 管理の状況

(本欄には記入しないで下さい。)

※受付欄	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

様式4

改善命令書

第 年 月 号
日

様

和歌山県知事 印

下記1から5に掲げる管理計画認定マンションの管理について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の9の規定により、下記6及び7のとおり改善に必要な措置を命じます。

記

- 1 管理計画の認定コード
- 2 管理計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定管理者等の氏名
- 4 マンションの名称
- 5 マンションの所在地
- 6 命ずる措置
- 7 改善の期限

(教示)

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告（和歌山県を代表する者は、和歌山県知事となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式5

認定取消通知書

第 年 月 号日

様

和歌山県知事 印

下記1から5の認定を受けた管理計画について、下記6の理由によりその認定を取り消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失いません。

記

- 1 管理計画の認定コード
- 2 管理計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定管理者等の氏名
- 4 マンションの名称
- 5 マンションの所在地
- 6 理由

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告（和歌山県を代表する者は、和歌山県知事となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式6

認定取消通知書

第 年 月 日

様

和歌山県知事 印

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の10第1項第2号の規定に基づき申出のあった下記の認定管理計画について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

- 1 管理計画の認定コード

- 2 管理計画の認定年月日
年 月 日

- 3 認定管理者等の氏名

- 4 マンションの名称

- 5 マンションの所在地

証 明 願

和歌山県知事 様

申請者住所

申請者氏名

下記の記載内容は台帳原本と相違ないことを証明願います。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 5 条の 4 第 1 項に基づく認定通知等

証明 マ ン シ ョ ン の 概 要	マンションの名称	
	マンションの所在地	
	申請者（管理者等）の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名	
	申請者（管理者等）の住所又は主たる事務所の所在地	
	備考	
証明 事 項	認定年月日	
	認定コード	
	備考	
理由	和歌山県収入証紙添付欄	

証 明 書

様

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 5 条の 4 第 1 項に基づく認定通知等

証明 マン シ ョ ン の 概 要	マンションの名称	
	マンションの所在地	
	申請者（管理者等）の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
	申請者（管理者等）の住所又は主たる事務所の所在地	
	備考	
証明 事 項	認定年月日	
	認定コード	
	備考	

上記事項は台帳原本と照合の結果相違ないことを証明する。

年 月 日

和歌山県知事 印

